

[事案 29-236] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 10 月 18 日 裁定終了

<事案の概要>

骨折で入院した際の一部期間しか給付金が支払われなかったことを不服として、全入院期間分の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

骨折により約 2 か月間入院したため、平成 25 年 1 月に契約した終身保険に付加された医療特約にもとづき入院給付金を請求したところ、一部期間分のみ支払われた。残りの入院期間については、約款所定の入院には該当しないとして、給付金が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師から入院が必要と診断されたため、入院したものである。
- (2) 保険会社は自分が外出をしたと主張しているが、私用で外出できる状態ではなく、外出自体していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 骨折の場合に入院の必要性が認められるのは、入院しなければ手術ができない場合や入院しなければ物理的に生活が不可能な場合などであるが、本事案はそれらに該当しない。
- (2) 申立人は、医師の許可を得て外出しており、医師は、申立人が外出しても手術の影響によって大事に至ることはないと判断していた。
- (3) 医師の診断書には、入院は主治医の判断による旨が記載されているが、その理由として「通院手段がないため（タクシー要）」と記載されているもので、医学的判断ではなく、申立人の生活状況から判断されたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、不支払期間の入院について約款上の「入院」（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。